大会企画

大会企画10
改めて医療等分野に係る個人情報保護のあり方を考える - 公益と個益の視点から -

2018年11月25日(日) 13:40 ～ 15:40 F会場 (5F 502+503)

[4-F-3-1] 改めて医療等分野に係る個人情報保護のあり方を考える - 公益と個益の視点から -

石川 広己[1], 渡邉　大記[2], ○江崎　禎英[3], ○大山　永昭[4], ○屋敷　次郎[5], ○山本　隆一[6] （1.日本医師会, 2.日本薬剤師会, 3.経済産業省　商務・サービスグループ 政策統括調整官、内閣官房健康・医療戦略室, 4.東京工業大学　科学技術創成研究院　社会情報流通基盤研究センター, 5.厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、大臣官房参事官（情報化担当）, 6.医療情報システム開発センター）

大量の個人情報を集めることができる時代、その情報を分析することで経済活動に活用したり、新たな知見を得たりする取り組みが世界中で行われている。一方で、国民の権利、利益を守るための保護のあり方も同様に議論がなされている。

とりわけ、健康・医療・介護に係る情報に関しては、一層の保護措置が必要との認識は世界共通である。例えば、2017年5月に全面施行された改正個人情報保護法では、病歴を要配慮個人情報として、本人同意を得ない取得を禁止している。2018年5月に適用が開始された EU一般データ保護規則（ GDPR）でも、第9条の Processing of special categories of personal dataで健康に関するデータの取扱を制限している。

このように、健康・医療・介護等の情報の保護の重要性は誰もが強く認識してはいるものの、国民の目線からは十分に保護されるのか不安が生じる。最近の医療情報分野における Key Wordを挙げてみると、「保健医療記録共有サービス」、「情報銀行」、「次世代医療基盤法」、「被保険者記号番号の個人単位化」などがある。これらは、医療等分野に係る情報を関係者で共有することで適切な医療を提供することを目指す、情報を活用して、その便益を個人に還元する、医療分野の研究開発に生かす、個人の健康・医療に係る情報を生涯に亘り追いかけることで健康寿命の延伸に資することができるなど、多くの可能性を持っている。これらの可能性を探ることは、少子高齢時代を迎えるわが国にとって、極めて重要な問題である。ただし、これを実現するには、明解で十分な説明の上で、国民一人一人の理解と協力がないと実現は難しい。

そこで、医療等分野に係る個人情報の保護を通して、改めて公益と個益、また、それを実現するための様々なインフラのあり方についてディスカッションを行いたい。

©一般社団法人 日本医療情報学会

改めて医療等分野に係る個人情報保護のあり方を考える
－ 公益と個益の視点から －

石川 広己[*1]
*1 日本医師会

Reconsideration of how to protect personal information in the field of health care
- From the point of public interest and private interest -

Hiromi Ishikawa[*1]
*1 Japan Medical Association

It is the epoch when large amounts of personal information can be gathered. And the information is analyzed and used for economic activities and acquires new knowledge with that information. This effort is taken place all over the world. On the other hand, it is argued about a method of the protection of protecting the right of people equally. In particular, regarding the information on health, medical care, and nursing care, the perception that further protection measures are necessary is universal in the world. Although anyone strongly recognizes it about importance of information protection such as health, medical care, nursing care, and others, anxiety arises whether it is sufficiently protected from the public's eyes. Therefore, through protection of the personal information to affect the fields such as medical care, and others, I think about the public interest and unit gain, the way of various infrastructure to realize it again some other time.

Keywords: GDPR, Public interest, Private interest

1. はじめに

大量の個人情報を集めることができる時代となり、その情報を分析することで経済活動に活用したり、新たな知見を得たりする取り組みが世界中で行われている。

一方で、国民の権利、利益を守るための保護のあり方も同様に議論がなされている。とりわけ、健康・医療・介護に係る情報に関しては、一層の保護措置が必要との認識は世界共通である。

例えば、2017 年 5 月に全面施行された改正個人情報保護法では、病歴を要配慮個人情報として、本人同意を得ない取得を禁止している。2018 年 5 月に適用が開始された EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）でも、第 9 条の Processing of special categories of personal data で健康に関するデータの取扱を制限している。

このように、健康・医療・介護等の情報保護の重要性は誰もが強く認識してはいるものの、国民の目線からは十分に保護されるのか不安が生じる。

最近の医療情報分野における Key Word を挙げてみると、「保健医療記録共有サービス」、「情報銀行」、「次世代医療基盤法」、「被保険者記号番号の個人単位化」などがある。

これらの Key Word を実現すると、「医療等分野に係る情報を関係者で共有することで適切な医療を提供可能となる」、「情報を活用し便益を個人に還元する」、「医療分野の研究開発に生かす」、「個人の健康・医療に係る情報を生涯に亘り追いかけることで健康寿命の延伸に資する」など、多くの可能性を持っている。

これらの実現による可能性を探ることは、少子高齢時代を迎えるわが国にとって、極めて重要な問題である。ただし、実現にあたっては、明解で十分な説明が国民になされた上で、国民一人一人の理解と協力がない限り、難しい。

そこで、医療等分野に係る個人情報の保護を通して、改めて公益と個益、また、それを実現するための様々なインフラのあり方について考える。

2. 個人情報保護を取り巻く状況

2. 1 GDPR

ヨーロッパでは、第二次世界大戦時代、不幸なことに人権に対する重大な侵害があった。例えば、ナチスによる宗教、民族に関する国政調査が行われ、ユダヤ人への迫害が起こった。そのような反省を踏まえ、終戦後の 1945 年以降、プライバシー権の基本的思想が確立された。その最初の手段として作成されたものが、「人権と基本的自由の保護のための条約」（European Convention on Human Rights）、いわゆる欧州人権条約である。これは、1950 年にローマで調印され、1953 年に発効された。

その後、EU の統合等の様々な変遷があり、加盟各国に保護対策を求める 1995 年の EU データ保護指令（Data Protection Directive 95）を経て、GDPR という加盟国全てに直接適用される規則が発効されるに至る。

GDPR は、EU 基本権憲章に則り、個人データの保護に対しての権利という基本的人権の保護を目的としたものであり、違反には制裁金も含めた厳しい罰則が定められている。つまりは、過去の歴史も踏まえながら、加盟国全てにおいてプライバシーを守るという強い認識の現れと言える。

2. 2 個人情報保護法

2017 年に改正され施行された個人情報保護法では、新たに要配慮個人情報が定義されている。改めて論じるまでもなく、その定義は「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」であり、本人同意を得ない取得を原則として禁止して、オプトアウト手続きによる第三者提供が認められていない。これに関して、病歴が要配慮個人情報とされたことで、一時、診察の現場や医学研究分野で診療や研究に支障が生じるという混乱があったが、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

や各種の研究等に係る指針が適切に整備されたことで、現場における大きな混乱は生じていない。

その一方で、少子高齢社会を迎える日本において、医療情報を収集・分析し、創薬や医療機器の開発に活用して行くことが求められていることも事実である。そのため、個人情報を保護しつつ、丁寧なオプトアウトによって、デジタル化した医療現場からアウトカムを含む多様なデータを大規模に収集・利活用する仕組みを実現するために、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(以下、次世代医療基盤法)が成立、施行されている。今後、この法律に則り、情報収取可能な機関の認定が進められる。

3. 医療個人情報活用の公益と個益

3.1 個人情報保護の多様性

医療の基本は、病に苦しむ患者を治療することにある。そのため、医師は患者を診て、これまでの知識や経験によって診断を下して治療を行う。その内容を他の医師や医療研究者と共有することで、新たな知見や治療法を発見、開発して医療・医学を発展させて行くことが必要である。そのため、医療情報の活用は、個人にメリットがある個益と、医療・医学の発展、引いては社会に還元され公益となる両方の利益を生む。医療情報が IT 化され、より多くの情報が活用されれば、それらのメリットも大きくなる。

ただし、一言で、健康・医療・介護等の個人情報といっても、その保護対象には多様性が存在する。筆者は、過去、医療情報学連合大会の発表も含めて、医療連携をする際の情報を図 1 に示す In-Box と Out-Box という概念で説明を行った。

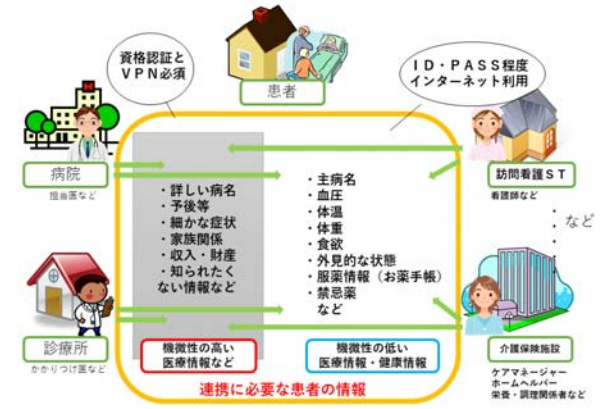

図 1 In-Box と Out-Box

In-Box の概念は、医療情報の内、「詳しい病名」、「予後」、「細かな症状」などの機微性が高い情報群を示す。Out-Box の概念は、「血圧」、「体温」、「体重」、「食欲」などの機微性が低い情報群を示す。

この概念によって、介護等も含めて連携をする場合、医師のみならず、看護師やケアマネージャー等の多職種が患者の情報に触れる状況下となることの整理、並びに ICT を活用する時代において、回線セキュリティや認証方法に関する一定の整理が必要であることを説明していた。これはあくまで多職種連携をする場合の医療職種側からの情報種別の整理である。しかし、健康・医療・介護の個人情報という視座に立てば、医療職種側からの視点ではなく、患者、家族の視点から、守りたいものの多様性があることを理解しておく必要がある。

つまり、医療者や介護者の価値観だけで考えたものではなく、患者・家族の価値観として、他者に知られたくないもの、知られたら困るもの、不快なものについて、外に漏れないようにする、保護することを意識する必要がある。これは、単に情報を保護するということではなく、プライバシーを守る、人権を守るということであり、医療者や介護者は患者の個益を優先するという基本的な意識として、極めて重要なことと言える。ただし、プライバシーを守るというのは、大変困難な作業である。そのため、医療情報、介護情報、その他の患者・家族の生活情報などは全て個人の機微な情報であることの認識を持たなくてはならない。それらの情報が公益に資するからと言って、安易に患者の個益を侵害してよいものではない。

3.2 個益と公益に資する医療情報 IT 化

医療者や介護者が基本的な認識を持った上で、個益と公益を最大限得るためにも、医療情報の適切な IT 化と法律等による保護は欠かすことができない。法的な手当てとしては、これまで述べて来た、個人情報保護法や次世代医療基盤法が示す通り、環境整備は整ってきた。

一方で、適切な IT 化で考えると、標準化や医療等の情報を連携するための医療等 ID のあり方、医療情報を流通させるための安全・安心なネットワークの構築、共有すべき最低限必要な情報の種別の整理等、インフラのあり方としては、まだまだ議論して行かなくてはならないことが山積している。図 2 に示す概念の通り、それぞれは不可分な関係であり、全体を俯瞰した議論と国の設計図を作って行く必要がある。

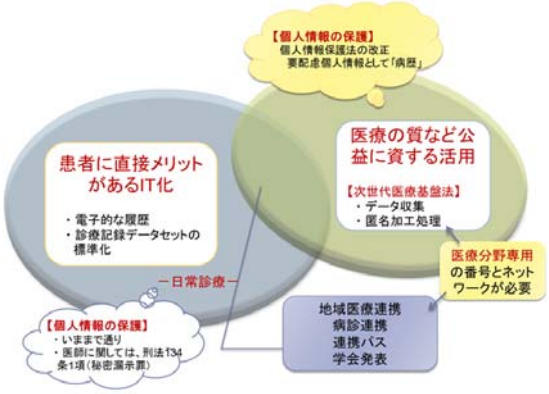

図 2 医療情報の公益と個益の関係性概念

4. まとめ

医療における IT 化が進展し、多くの情報を収集、分析できるようになってきた。厚生労働省もデータヘルス改革を打ち出し、国民が世界最高水準の保健医療サービスを効率的に受けられる環境を整備するとしている。

これには、まさしく個益と公益のバランスが重要になる。例えば、AI を活用して癌を発見しようとすれば、その前提として多くの画像を AI に学習させる必要があり、このためには多くの患者から画像情報を提供してもらわないといけない。そして、その結果として、個人の癌診断の精度が上がる。個人の情報を公益に資するために活用して、その結果が再び個益に戻ってくる。実現すれば、医療情報の活用の好例の一つとなる。

一方で、GDPR や個人情報保護法の改正の事実が示すように、個人情報の取り扱いは慎重であるべきという時代の流れも止めることはできない。特に、医療等分野においては、個益が優先される場面が多い。

これらのことを踏まえ、公益と個益のバランスを意識し、改めて医療等分野の個人情報保護のあり方を再確認したい。